

7 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)		
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)			
砂鉱を目的とし ない 鉱業権の 鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	17	3,672	0	0	23	5,158	778
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
		石油又は天然ガス鉱区以外	111	15,367	1	4	110	15,419	6,168
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
と砂鉱を目的 とする 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		128		1		133		6,946	

8 狩猟税に関する調

区 分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	888	8,593
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	728	5,970
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	2	16
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	158	2,607
	所得割額の納付を要しない者	-	248	1,490
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	225	1,237
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	23	253
課税免除	-	441		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	396		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	45		
猟	所得割額の納付を要する者	-	7	33
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
	所得割額の納付を要しない者	-	1	3
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
課税免除	-	5		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	3		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,450	7,076
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,165	4,776
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	9	37
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	276	2,263
	所得割額の納付を要しない者	-	416	1,235
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	375	1,012
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	40	220
課税免除	-	769		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	733		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	36		
関	所得割額の納付を要する者	-	91	282
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	23	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	31	84
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	36	198
	係			
	係 第二種 猟免許 登録に 統			
	㊹ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊺ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
㊻ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	23		
㊼ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1		
㊽ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	31	84	
㊾ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
㊿ 上記に該当しないもの	5,500円	36	198	
① ~ ㊿ の 合 計	-	4,316	18,712	